

「証券化支援業務（買取型）における格付会社の選定」に係る企画案の募集

株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部において、以下の内容で企画案の募集を行います。

1 募集内容

- (1) 件名 証券化支援業務（買取型）における格付会社の選定
- (2) 作業内容等 仕様書による。
- (3) 履行期限 平成 24 年 3 月（予定）

2 参加者の資格

- (1) 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 前(ア)から(オ)の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ウ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (3) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者
- (4) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (5) 参加申込書等提出書類の提出期限の日から契約締結までの期間に、各省各庁による指名停止等を受けていないこと。

3 申込方法

参加を希望する者は、平成23年7月4日(月)12時までに、項番4に示す書類を項番5の申込先に持参、または郵送(締切日必着)により提出してください。なお、ファクシミリによる提出は受けません。

4 提出書類

参加資格があることを証明する書類

- (1) 参加申込書(別紙1)
- (2) 誓約書(別紙2)
- (3) 個人情報等管理体制確認書(別紙3)
- (4) 法人登記簿謄本(申込前3ヶ月以内に発行されたもの(原本))
- (5) 財務諸表(直近2期分)
- (6) 印鑑証明書(申込前3ヶ月以内に発行されたもの(原本))
- (7) 仕様書(別紙4)に基づき作成した企画書(5部)

5 問い合わせ・申込先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番3号(公庫ビル6階)

株式会社日本政策金融公庫調達サービス室(担当:長見)

電話:03-3270-1552

FAX:03-3270-1411

6 契約先の選定方法

提出された企画書について、「評価項目及び配点方法(別紙5)」に基づき総合的に評価を行い、原則として優秀な提案をした上位2者を契約先として選定します。

7 予算上限額

1契約あたり3,150,000円(消費税及び地方消費税150,000円を含む。)

8 選定結果の通知

選定結果については、選定後、採否に関わらず速やかに各参加者に通知します。

9 契約の締結

選定された契約先は、当公庫と契約を締結するものとします。

10 その他

(1) 本企画競争に参加するにあたっての費用(企画書作成に要する費用等)は、参加者の負担とします。

(2) 提出された書類は返却しません。

なお、これらの書類はこのプロポーザルの審査目的以外には使用しません。

- (3) 提案内容は非公開とします。
- (4) 本企画競争に必要な参加資格を満たしていない者が提出した企画書は無効とします。
- (5) 「参加申込書」及び「企画書」に虚偽の記載をした場合は、提出した企画書は無効とします。
- (6) 参加者等は、参加手続を通じて知り得た当公庫に関する一切の情報を第三者に漏らし、または自ら利用してはならないものとします。
- (7) 参加者は、情報管理の取扱いについて、適切な管理体制を整備するものとします。

以 上

「証券化支援業務（買取型）における格付会社の選定」への参加申込書

会社名	
代表者名	
住所	〒 -
電話番号	
担当者名	

平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
調達サービス室長 今井 多賀雄 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

実印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部が行う「証券化支援業務（買取型）における格付会社の選定」に係る企画案の募集において、「2 参加者の資格」にある下記項目のすべてを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

なお、この誓約書写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

(1) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 前(ア)から(オ)の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(3) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者

(4) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(5) 各省各庁による指名停止等を受けていないこと。

個人情報等管理体制確認書

調査項目	内 容
会社の概要	会社名 代表者氏名 従業員数 所在地 概要 (1) 沿革 (2) 資本金 (3) 事業内容 (4) その他
受託業務の担当人員等	
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針	
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定	
個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び調査・監査に係る規定	
外部委託に係る規定	
組織的安全管理措置 (個人情報及び顧客情報の管理責任者を含む)	
人的安全管理措置 (従業者との非開示契約等を含む)	
技術的安全管理措置	
顧客情報漏えい事案等の発生状況 (発生時は再発防止措置実施状況を含む)	
その他の安全管理措置	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

当公庫処理欄	

実印

個人情報等管理体制確認書 (記載例)

調査項目	内 容
会社の概要	会社名 株式会社 代表者氏名 従業員数 90名 所在地 東京都千代田区大手町1-9-3 概要 (1) 沿革 昭和24年6月創業 (2) 資本金 金1億円 (3) 事業内容 印刷、情報通信業 (4) その他 プライバシーマーク認証番号 〇〇〇〇
受託業務の担当人員等	担当部署 印刷部 担当人員 5人
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針	個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、弊社で定めている安全管理規定に従って個人情報及び顧客情報を取扱うことを基本方針に掲げています。
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定	代表取締役が個人情報及び顧客情報の管理責任者となり、個人情報及び顧客情報を適正に管理することを規定しています。 個人情報及び顧客情報の取扱者を指定し、指定された者以外は個人情報及び顧客情報を取扱えないことを規定しています。 個人情報及び顧客情報データベースのアクセス及び持ち出しを制限することを規定しています。
個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び調査・監査に係る規定	担当部の部長が、個人情報及び顧客情報の取扱状況について年1回点検し、調査することを規定しています。 監査委員会を設置し、監査員長が年1回監査することを規定しています。
外部委託に係る規定	個人情報及び顧客情報の取扱いを外部業者に委託する場合は、委託先を弊社で定める選定基準に従って選定し、安全管理措置を盛り込んだ契約を締結することを規定しています。
組織的安全管理措置 (個人情報及び顧客情報の管理責任者を含む)	個人情報及び顧客情報の安全管理に関して、従業員の責任と権限を明確に定めています。 個人情報及び顧客情報の安全管理に係る規程及びその実施状況の点検・監査に係る規程を適正に運用・実施しています。 個人情報及び顧客情報の管理責任者は、代表取締役 となっております。
人的安全管理措置 (従業員との非開示契約等を含む)	全従業員及び派遣職員から情報の非開示にかかる誓約書を受けています。 従業員に対する教育・訓練等を実施し、顧客情報の安全管理が図られるよう監督しています。
技術的安全管理措置	個人情報及び顧客情報並びにそれらを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の、顧客情報の安全管理に関する技術的な措置を図っています。
顧客情報漏えい事案等の発生状況(発生時は再発防止措置実施状況を)	平成 年 月 日、当社社員が出張中に、顧客情報 件を含むデータを収録したフロッピーディスクの盗難事故に遭い、顧客情報流出の可能性が生じました。 事故発生後、以下の再発防止策を徹底しております。

含む)	(1) (2)
その他の安全管理措置	安全管理を推進するために社員への教育及び訓練を計画的に行っています。 就業規則において、法令及び社内規定を違反した従業員に対して懲戒処分を課すことにしています。

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役

実印

【個人情報及び顧客情報の取扱を伴う業務の応札条件】

- ・ 個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針が整備されていること。
- ・ 個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定が整備されていること。
- ・ 個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。
- ・ 個人情報及び顧客情報を取扱う業務を外部委託する際の規定が整備されていること。
- ・ 組織的安全管理措置が整備されていること（取締役又は執行役等業務執行に責任を有する者が個人情報及び顧客情報の管理の責任者であることを含む）。
- ・ 人的安全管理措置が整備されていること（従業者と個人情報及び顧客情報の非開示契約等がなされていることを含む）。
- ・ 技術的安全管理措置が整備されていること。
- ・ 顧客情報の安全管理に係る体制整備以降、漏えい事案等が発生していない、又は発生していても適切な再発防止措置が実施されており、顧客情報の安全管理に関して、実績等に基づく信用度が認められること。
- ・ 委託先における適切な顧客情報保護の実施の観点から、委託先の経営の健全性が認められること。

証券化支援業務（買取型）における格付会社の選定に係る仕様書

【選定の目的】

日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、日本政策金融公庫法（以下「法」という。）に基づき、証券化支援業務を行っている。

今般、実施を検討しているのは、法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による別表第 2 第 5 号に基づき、公庫が民間金融機関等との間でクレジット・デフォルト・スワップ契約（以下「CDS 契約」という。）を締結し、当該民間金融機関等の保有する貸付債権等の信用リスクを引受けるとともに、当該信用リスクを SPC へ移転させること等により行う証券化スキームである（以下「本件 CLO スキーム」という。）。

実施に当たっては、投資家への社債の販売が前提となるが、円滑な販売の実現には格付会社からの格付取得が必須要件となるため、今般、格付会社の選定を行うものである。

【前提条件】

1 本件 CLO スキームの概要は次のとおり。

- (1) 公庫は、各参加金融機関が自ら募集した中小企業向け貸付債権プール(以下「参照プール」という。)を対象とする個別 CDS 契約を各参加金融機関との間で締結し、各参加金融機関の保有する参照プールの信用リスクを引き受けるとともに、SPC との間で参照債務を同じくする第 2CDS 契約を別途締結することにより、当該信用リスクを SPC へ移転させる。ただし、参照プールには免責金額を設定し、当該部分の信用リスクは参加金融機関の負担とする。
- (2) SPC は、当該信用リスクを裏付けとした社債(資産担保証券)を発行し、社債発行代り金を適格金融機関へ預け入れる(同預金を原資として、社債の元本償還及び CDS プロテクションの支払いが行われる。)
- (3) 個別 CDS 契約に基づき、各参加金融機関は公庫に CDS プレミアムを支払い、参照プールにデフォルト(CDS 契約に定めるクレジット・イベントの要件を満たすデフォルト)が発生しその累計額が免責金額を超過した場合、公庫は当該免責超過金額と同額の CDS プロテクションを各参加金融機関に支払う。
- (4) 第 2CDS 契約に基づき、公庫は SPC に CDS プレミアムを支払い、各参加金融機関の参照プールにデフォルト(CDS 契約に定めるクレジット・イベントの要件を満たすデフォルト)が発生し、その累計額が各参加金融機関毎に設定した免責金額を超過した場合、SPC は各々の免責超過金額の合計額と同額の CDS プロテクションを公庫に支払う。

2 クレジット・イベントの概要は次のとおり。

- (1) 本件 CLO スキームにおけるクレジット・イベントは次のとおり。
 - (イ) 支払不履行
 - (ロ) 期限の利益喪失
 - (ハ) 法的破綻等
- (二) 貸出条件緩和

(2) クレジット・イベントの発生の確定

本件 CLO スキームにおいて、参照債務に関してクレジット・イベントが発生した場合、参加金融機関は公庫及び計算代理人に対して、所定の手続きに従って独立認定人による認定がなされたクレジット・イベント通知を交付することによって、当該クレジット・イベントの発生を確定させることができる。

2 契約手続

格付会社所定の書類等により公庫が格付申請を行う。

3 その他

(1) 現時点で本件スキームの実施は決定されたものではなく、金融環境の変化等によっては、実施を見送る可能性もある。その場合には本件入札による選定を取り消すこととし、違約金等の支払いも一切行わないものとする。

(2) 本件スキームにて使用する各種契約書等については、平成 22 年度 CLO (合同会社クローバー) におけるものを基本とし、大幅な修正は想定していない。よって、合同会社クローバーにおける商品内容説明書等 (http://www.jfc.go.jp/c/jpn/securities/4_2.html) にて、事前に本件スキームの設計思想を十分に理解した上で、本選定への申込を行うよう留意すること。

【依頼事項】

1 以下の項目に基づき企画書を作成し、提出して下さい。全項目について回答されていない場合には、減点の対象となります。

- (1) 証券化商品に対する格付実績を提示すること (平成 16 年度以降)
- (2) 中小企業 CDO に対する格付実績を提示すること (平成 16 年度以降)
- (3) 投資家向けレポート (中小企業 CDO に関するもの) のリリース実績を提示すること
- (4) 企業概要及び業歴を提示すること
- (5) 担当者の経験を提示すること
- (6) 中小企業 CDO に対する格付手法を提示すること (信用補完水準の考え方、想定デフォルト率の考え方、デューデリジェンスの方法、公庫との対話の進め方等)
- (7) モニタリング手法を提示すること
- (8) 格付費用 (税抜) を提示すること

2 留意事項

企画書記載の提供価格について、「円」以外での提示である場合には、「平成 23 年 6 月 27 日 12 時 00 分時点」のレートにより円換算し、評価を行うこととする。

以 上

評価項目及び配点方法

評価項目	評価区分	評価基準	評価(A)	ウェイト(B)	得点(A)×(B)/5
1 提案内容				40	
格付手法	必須	・信用補完水準及び想定デフォルト率の考え方、デューデリジェンスの方法、手続上提出が必要となる資料、公庫との対話の進め方等について提案されているか。		5	
		・一定水準以上の格付を付与する前提条件として、過度な信用補完レベル等の要求になっていないか。		10	
		・デューデリジェンスの範囲、手法が効果的か。		10	
		・公庫との意見交換の機会が十分に設けられているか。		5	
モニタリング	必須	・格付付与後もモニタリングが実施されるか。		5	
		・モニタリングの内容は充実しているか。		5	
2 経験・能力等				60	
企業概要及び業歴	必須	企業概要及び業歴について提案されているか。		5	
		格付を行うに当たり十分な事業基盤を有しているか。		5	
証券化商品及び中小企業 CDO に対する格付実績	必須	・証券化商品及び中小企業 CDO に対する格付実績について提案されているか。		5	
		・証券化商品及び中小企業 CDO に対する格付実績は豊富か。		15	
投資家向けレポートのリリース実績	必須	・投資家向けレポート(中小企業 CDO に関するもの)のリリース実績について提案されているか。		5	
		・リリース済み投資家向けレポート(中小企業 CDO に関するもの)の内容が充実しているか。		10	
担当者の経験	必須	担当者の格付実務経験について提案されているか。		5	
		担当者は証券化案件(中小企業 CDO)について十分な格付実務経験を有しているか。		10	
3 価格等				50	
価格	必須	格付費用は妥当か(上限額は3,150,000円(消費税及び地方消費税150,000円を含む。))とする。		50	
合計				150	

(注1) 評価Aに関しては、企画書の各項目について、それぞれ以下の採点基準により得点を与える。

【採点基準】

- 5：かなり優れている
- 4：優れている
- 3：一般的
- 2：劣っている
- 1：かなり劣っている
- 0：評価不能

(注2) 評価区分に「必須」と記載された項目は、「すべて(注1)の採点基準において、1以上の得点」であること。

以上